

## 編集委員会規程

制定：平成18年6月30日

### (目的)

第1条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第42条に基づいて設置された委員会の活動のうち、会員の学術的追究、相互の情報交換および啓蒙のために学会誌を編集、発刊する編集委員会の運営に関する基本事項を定める。

### (役割)

第2条 本委員会の役割は、次のとおりである。

- (1) 定款第4条に定める事業のうち、③に記載の「保全学に関する学会誌」の発刊事業を行う。
- (2) 学会誌「保全学」の編集、発行に関し、発行計画、編集企画、記事および執筆者の依頼方針等について検討、審議し決定する。

### (組織・任期等)

第3条 本委員会の委員は、会員（正会員）の中から選任する。自他の推薦を受けて本委員会で審議し決定のうえ、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。
- 3 委員は「保全学」誌の販売促進活動に積極的に協力するものとする。

第4条 本委員会には委員長1名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

第5条 本委員会は委員会運営等のために必要とする事項の検討案を作成するため、検討会、検討タスクチーム等を傘下に組織することができる。

### (運営)

第6条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第7条 本委員会は原則として各号発刊前および発刊後に各1回開催し、当該号についての記事内容、投稿者、依頼者の確認のほか、以降の号についての発行計画、編集企画等を検討審議し決定する。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX等）又はweb会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第8条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

2 議決を要する案件については、出席者の過半数をもって決する。

第9条 本委員会は、学会誌の編集、発刊にあたって必要があれば、企画運営委員会、研究委員会のほか、広報委員会、論文委員会と密接に連携をとるものとする。

第10条 本委員会の運営に関する細則は、内規の定めるところによる。

（学会誌の名称と刊行頻度）

第11条 本会の学会誌の名称は、「保全学」（英文名：Maintenology）とし、原則として年4回刊行する。

（編集責任者）

第12条 編集責任者は、本委員会の委員長が務める。

（頒布）

第13条 「保全学」誌は正会員、学生会員、法人会員（以下、「会員」という）に対しては刊行の都度、無償で頒布する。年度途中の入会者については当該年度当初に遡って既刊号を頒布する。

2 会員以外への頒布は原則として有料とし、定価は別途「内規」の定めるところによる。

3 本会の目的を達成するためまたは会員数を増強する目的で無償頒布することができるものとするが、その場合には「贈呈用」を明示して管理する。

（学会誌の記事構成）

第14条 記事は、論文（学術、技術、分析）、研究ノート（研究、技術、分析）のほか、解説記事、各機関の動向、会議報告等の構成とし、別途「内規」に定める。なお、論文は査読される。

2 「保全学」誌には企業等の広告を有料で掲載することができるものとする。広告料金は別途「内規」の定めるところによる。

（学術論文の投稿、著作権）

第15条 論文、研究ノート等は会員および会員以外の投稿によるものとし、投稿手続きについては「投稿規程」および「投稿のてびき」を定め、周知する。

2 投稿された論文の査読、研究ノート等の審査は論文委員会が行なう。

3 学術論文等の著作権は投稿時点で本会に帰属するものとし、具体的取扱いについては別途「論文委員会規程」に定めるところによる。

4 投稿料、別刷料については別途「内規」に定めるところによる。

（依頼原稿）

第16条 解説記事、随想、こぼれ話などの記事については、適切な執筆者を選び、原則として記事担当者が依頼するものとする。

2 依頼記事に対する謝礼については別途「内規」に定めるところによる。

(記事担当)

第 17 条 記載内容の具体的企画案の作成及び執筆者の依頼等を円滑に行うため、本委員会は委員の中から各記事単位で記事担当者を指名する。

(議事録の作成)

第 18 条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

(事務局)

第 19 条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

(その他)

第 20 条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（平成 27 年 4 月 17 日） この変更規程は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

附則（2020 年 6 月 29 日） この変更規程は、2020 年 6 月 29 日から施行する。